

株主各位

第74回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用
状況の概要

■連結計算書類 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
連結注記表

■計算書類 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
個別注記表

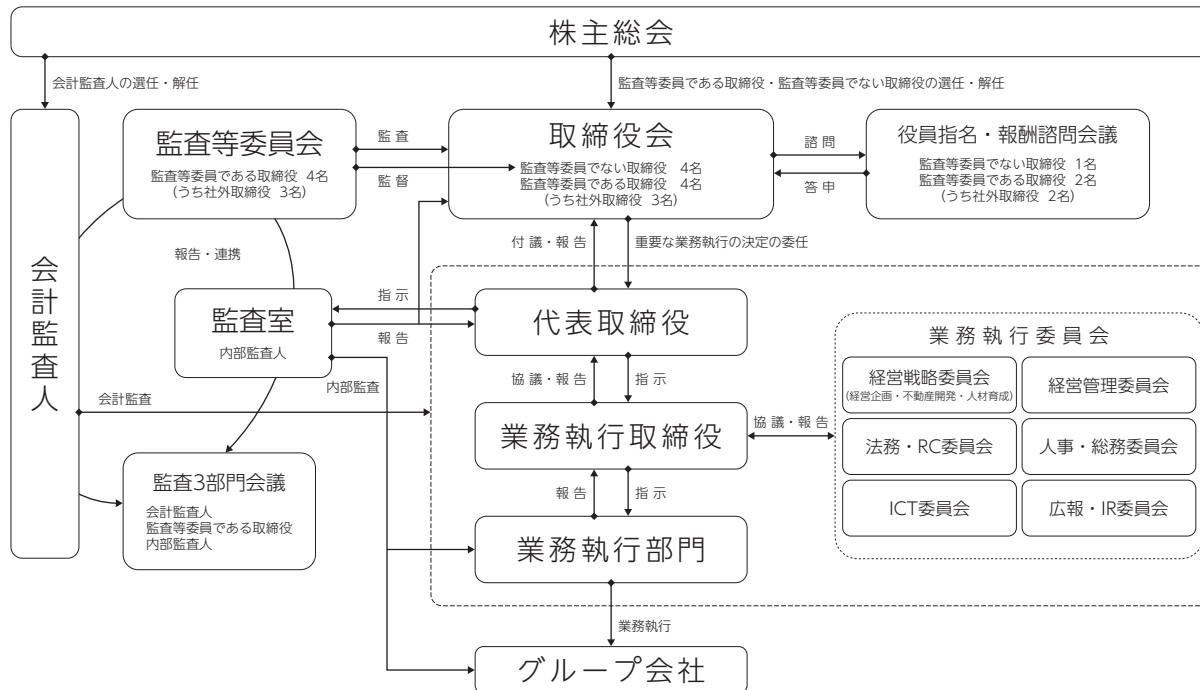
上記の事項については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

綿半ホールディングス株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備し、運用しております。

【コーポレートガバナンス体制図】（2022年3月31日現在）



(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び「取締役会規程」等の社内規程に即して重要な事項を決定するとともに、取締役会及び監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役の職務の執行を監査・監督しております。
- ② 取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ③ 当社は、定款の定めに基づき取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部を代表取締役社長に委任しております。
- ④ 各々の監査等委員は監査等委員会が定めた監査・監督の方針及び計画に沿って、取締役会などの重要会議への出席や業務執行状況の調査等を通じ、代表取締役及び業務執行取締役の職務執行状況について監査・監督を行っております。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制については、監査室を事務局として、監査等委員と協議の上、基本方針及び全社計画の策定並びに進捗管理を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 会議の議事録及び事業運営に係る決裁書類等で、代表取締役及び業務執行取締役が行う業務執行において必要な文書は、法令、定款及び社内規程に従い作成し、保存及び管理しております。
- ② 経営及び業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達等については、所管部署で作成し、適切に保存及び管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の決裁事項は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「グループ会社管理規程」によって定められております。また、グループ会社の決裁事項は、各グループ会社の「職務権限規程」によって定められております。
- ② 業務執行に係る重要な情報は、取締役会、その他重要会議において報告されるとともに、ワークフローによっても適時に報告されております。
- ③ 法務・RC委員会は、「リスク・コンプライアンス規程」に則り、リスクの把握と対応について審議を行っております。なお、法務・RC委員会で審議された事項で重要なものは、取締役会に報告しております。
- ④ 事業の継続が脅かされる緊急事態、特に地震等の自然災害について発生から復旧までの対策を織り込んだ「綿半グループ事業継続計画（BCP）」を各拠点の環境に応じて策定してお

ります。

- ⑤ 情報セキュリティに関するリスクへの対応については「IT管理規程」及び「IT管理マニュアル」等を制定し、ICT委員会において、情報セキュリティに対する体制及び方針の決定を行うなど、グループ全体の情報セキュリティ管理を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 綿半グループの経営、業務運営に係る重要な事項を協議、報告する場として、部門ごとに6つの業務執行委員会を設置しております。各業務執行委員会は、代表取締役、その他業務執行取締役及び各業務執行部門長によって構成されており、原則、毎月1回開催しております。特に重要な事項については取締役会に諮っております。
なお、常勤監査等委員は、全ての委員会に参加し、職務執行状況を監査・監督しております。
- ② 取締役会に上程する事項のうち特に重要な決議事項については、十分な議論ができるように、担当取締役はできるだけ早目に議案を提出しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動規範」を定めて綿半グループの役員及び従業員に周知するとともに、法令及び社会規範の遵守について、教育、啓蒙活動を定期的実施しております。
- ② グループ全体の法令遵守を徹底させるため、法務・RC委員会はコンプライアンスの体制及び方針を策定し、取締役会の承認を得た上で、グループ全体に周知させており、その順守状況については、監査室が監査を実施しております。
- ③ 「内部通報（グループホットライン）制度」を導入し、綿半グループで働くすべての人が利用できる通報窓口を当社及びグループ会社に設置するほか、社外（弁護士事務所）にも通報窓口を設置し、法令等の違反行為の防止に努めております。
- ④ 内部監査部門である監査室は、グループ会社の全ての部署における業務執行が法令及び定款に適合しているか否かの監査を実施しております。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、持株会社制を採用しております。グループ会社の重要な会議には、当社の取締役が分担して取締役として出席し、綿半グループ全体にとって重要な決議事項について監督しております。また、当社取締役会は、グループ会社からの報告事項を通じて、グループ会社の取締役の職務執行状況を監督しております。

- ② グループ会社において、経営上の重要な事項が発生した時は、ワークフローシステムを通じて、適時適切に当社へ報告することを義務づけております。
- ③ 当社取締役会において、グループ会社における職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、グループ全体の統制を図っております。
- ④ 「行動規範」「リスク・コンプライアンス規程」等の諸規程は、グループ全体に適用されております。また、経営に関する事項や業務上の情報については、当社の各室及びグループ会社との間で日々伝達と報告が行われており、それによってグループ全体を管理しております。
- ⑤ 内部監査人は、全員、当社の監査室に所属し、社長の指揮監督の下、グループ全体の監査を行っております。監査の独立性保持と質の向上のため、担当部署のローテーションを実施しております。なお、グループ全体の内部監査結果及び内部統制評価結果は、毎年、取締役会に報告され、リスク管理上重要なものについては、個別に取締役会に報告されております。

(7) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員がその職務を補助する使用人を求めた場合は、これを配置いたします。

(8) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員より、監査職務の補助の命令を受けた使用人に対する指揮命令権は監査等委員にあり、監査等委員以外の取締役は、その業務に関して指揮命令権を有しません。

(9) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 監査等委員の監査・監督が実効的に行われることを確保するため、綿半グループの取締役及び使用人は、以下の経営上の重要な事項を監査等委員に報告しております。
 - ・業務執行委員会等の会議で審議された重要な事項
 - ・法令、定款等に違反した事項、または、違反するおそれのある事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼした事項または及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査の実施状況及び財務報告に係る内部統制評価の結果
 - ・会計監査人から指摘のあった事項
 - ・グループホットラインへの通報状況

・上記以外で、コンプライアンス上重要な事項

- ② 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

(10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用等の処理方針

- ① 監査等委員がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。

(11) その他、監査等委員の監査・監督が、実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、代表取締役、会計監査人、監査室と毎月1回それぞれ定期的に意見情報交換を行っております。
- ② 監査等委員は、M&Aを実施する際に、経営戦略室が買収監査として依頼した弁護士事務所や会計コンサルティングへのヒアリングを、監査室とともに実施しております。
- ③ 監査等委員として、執行側の弁護士とは別の弁護士より法的助言が得られる体制をとっており、必要に応じて、意見書または回答書を入手しております。
- ④ 会社法の改正や会計基準等の改正の際には、重要度に応じて、外部セミナーに常勤監査等委員が出席し、メールや監査等委員会の中で、監査等委員全員に共有が図られております。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 綿半グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる取引も行いません。
- ② 綿半グループは、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、直ちに警察、弁護士等外部専門機関と連携をとり、個人で対応せず組織的に対応しております。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 綿半グループは、財務報告に関わる内部統制マニュアルを制定しております。
- ② 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた統制活動を行っております。
- ③ 内部監査人は、統制が適正に機能しているかどうかを継続的に評価し、不備が発見された部署に対しては、是正状況をモニタリングしております。

(14) 運用状況の概要

- ① 内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。
当事業年度において、取締役会を13回開催し、各議案について十分な審議を行うとともに、取締役の職務執行状況について報告が行われ、取締役の間で活発な意見交換がなされております。また、毎月開催される各業務執行委員会においても取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われているかを確認しております。
- ② コンプライアンスに対する取組みの状況
「リスク・コンプライアンス規程」に基づきグループ会社の役員及び従業員を対象とした研修を定期的実施するなど、コンプライアンス意識の醸成、体制の向上に取り組んでおります。
また、「グループホットライン規程」に基づき通報窓口を設置し、不正や不適切行為が早期に発見され、その後の改善措置が行われております。
不正やパワーハラスメントなどコンプライアンス違反が発生した場合には、臨時の法務・RC委員会をワークフロー上で行っております。また、重大な違反等については、代表取締役または取締役会の判断により、監査室が臨時監査を実施しております。監査結果は、取締役会に報告され、違反者の処分や改善措置を講じております。
なお、内部監査人は、毎年、内部監査基本計画に基づいてグループ会社全ての監査を計画的に実施しております。
- ③ 監査部門のコミュニケーション
監査等委員、内部監査人、会計監査人とのコミュニケーションを深めるため、監査3部門会議（常勤監査等委員、内部監査人及び会計監査人で構成）を毎月1回開催し、意見情報交換に努めております。
- ④ 監査等委員でない取締役の人事（選解任及び報酬）が適正に行われているかの検証
監査等委員は、取締役の職務執行状況の監査・監督を通じ、監査等委員でない取締役の指名・報酬に関する人事（選解任及び報酬）に関する意見形成を行っております。

連結注記表

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

綿半パートナーズ株式会社

株式会社綿半ホームエイド

株式会社綿半ドットコム

株式会社綿半Jマート

株式会社綿半フレッシュマーケット

大洋株式会社

株式会社綿半三原商店

株式会社綿半ドラッグ

リグナ株式会社

株式会社藤越

株式会社綿半インテック

綿半ソリューションズ株式会社

株式会社夢ハウス

株式会社東新工務

株式会社東新林業

株式会社新発田技研

株式会社サイエンスホーム

株式会社綿半ホームズ

綿半トレーディング株式会社

上記のうち、株式会社綿半ホームズを、当連結会計年度の期首より連結の範囲に含めております。

上記のうち、2021年8月の株式取得に伴い株式会社夢ハウス、株式会社東新工務、株式会社東新林業及び株式会社新発田技研を、2021年11月の株式取得に伴い株式会社藤越を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社綿半インテックは、2021年7月1日付で、綿半レンタル株式会社から商号変更してあります。

株式会社綿半ドラッグは、2021年12月1日付で、株式会社ほしまんから商号変更してあります。

② 非連結子会社の数 9社

主要な非連結子会社の名称

WATAHAN DE MEXICO,S.A.DE C.V.

ライトアットホーム株式会社

SHIN WATAHAN COMPANY LIMITED

株式会社T・B Trading

株式会社綿半キッズスクール

収納スタイル株式会社

大洋マテリア株式会社

大連綿半設計有限責任公司

綿半酒類株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称

WATAHAN DE MEXICO,S.A.DE C.V.

ライトアットホーム株式会社

SHIN WATAHAN COMPANY LIMITED

株式会社T・B Trading

株式会社綿半キッズスクール

収納スタイル株式会社

大洋マテリア株式会社

大連綿半設計有限責任公司

綿半酒類株式会社

株式会社F． P E C

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

連結子会社は主として売価還元原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しておりますが、一部連結子会社は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事についてその見積額を引当計上しております。

ニ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理してまいります。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

ニ. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

- 小売事業 主たる事業であるホームセンター等での商品等販売において、商品等を顧客に引渡す義務を負っております。商品等の引渡時点において、顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、引渡基準により収益を認識しております。
- 建設事業 主たる事業である請負工事等において、顧客との請負工事契約等に基づき、建築工事を行う義務を負っており、当該履行義務は、工事の進捗に応じて一定の期間にわたり充足されるため、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。
- 貿易事業 主たる事業である医薬品原料等の製品及び商品の販売において、顧客の要求する品質水準を満たした製品等を顧客に引渡す義務を負っております。製品等が顧客により検収された時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収基準により収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象…借入金の利息、買掛金
- ハ. ヘッジ方針 借入金利の変動リスクを回避するために保有している借入金の範囲内及び輸入取引の為替変動リスクを回避するために外貨建金銭債務の範囲内で実施する方針であります。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計額を比較すること等によってヘッジの有効性の評価を行っております。ただし、金利スワップ取引については、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。また、為替予約取引はすべて振当処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で定額法により償却をしております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

ロ、連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）を、当連結会計年度の期首から適用しております。

これにより、小売事業における一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から当社グループが支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

また、建設事業における工事取引について、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、その他の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高が1,320,371千円、売上原価が1,083,470千円、販売費及び一般管理費が236,900千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産の減損

① 当連結会計年度計上額

	当連結会計年度
有形固定資産合計	26,514,607千円
有形固定資産に係る減損損失	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、減損の兆候が認められた資産グループについて、将来キャッシュ・フローを見積り、減損の認識及び測定を実施しております。将来キャッシュ・フローの金額は、次年度予算及び中期経営計画における事業環境の予測、事業施策等を前提として算出された、当該資産グループの売上高、売上総利益率、営業利益等に基づき見積もっております。

将来キャッシュ・フローの金額は、当連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、算出に用いた主要な仮定である当該資産グループの売上高及び売上総利益率等は、事業環境等の予期せぬ変化により、当該資産グループの実際の業績とは乖離する可能性があります。資産グループの業績等の予測には不確実性を伴うことから、実際の業績や事業環境等が見積りと比較して悪化する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度計上額

	当連結会計年度
のれん	1,095,036千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、計上したのれん金額を、企業結合時における対象会社の超過収益力として認識し、その効果が発現すると見積られる期間で定額法により償却するとともに、対象会社ごとに資産のグルーピングを行い、固定資産の減損手続を実施しております。減損の兆候が認められたのれんを含む対象会社資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、減損の識別及び測定手続を実施しております。将来キャッシュ・フローの金額は、当該対象会社の将来計画における業績を前提として算出された営業キャッシュ・フローに基づき見積もっており、当該将来計画は、対象期間の事業環境の予測、事業施策等を前提として作成されております。

当該将来キャッシュ・フローの金額は、当連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、算出に用いた主要な仮定である当該対象会社の将来計画における業績等は、事業環境等の予期せぬ変化等により、当該対象会社の実際の業績等とは乖離する可能性があります。

対象会社の業績等の予測には不確実性を伴うことから、実際の業績や事業環境等が見積りと比較して悪化する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 工事契約に基づく収益の認識

① 当連結会計年度計上額

	当連結会計年度
工事進捗度に基づき計上した売上高	19,904,495千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、建設事業セグメントにおいて、一定の期間にわたり充足される工事契約の履行義務は、履行期間がごく短い工事契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。当該収益の認識にあたっては、工事契約について、当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づいて、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当連結会計年度の工事収益を計上しております。

工事収益総額及び工事原価総額は、工事契約に基づいたものであり、顧客からの要望に対応する仕様を満たすために必要となる原材料や人員、完成するまでの期間等を考慮して見積もっております。また、当該契約を取り巻く環境の変化により、原材料価格の変動や設計内容の変更等も起こり得ることから、工事原価総額等の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行っております。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、当連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的

な金額を算出したものでありますが、当該見積りの前提条件は、設計変更や予期せぬ経済環境等の変化により変更される可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する収益及び費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、その収束時期は依然として不透明な状況にあり、当社グループの事業活動に一定の影響を及ぼしておりますが、当連結会計年度において、重要な影響は生じておりません。新型コロナウイルス感染症が事業活動に与える影響については、当面は当連結会計年度と同様な状況が継続するとの仮定を前提として、当連結会計年度の固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。なお、当該感染症の収束時期等の見積りは不確実性を伴うことから、感染症拡大の情勢推移が見積りと異なる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

(担保資産)

建物及び構築物	2,415,413千円
土地	3,039,451千円
投資有価証券	11,902千円
合計	5,466,766千円

(担保付債務)

支払手形及び買掛金	110,281千円
短期借入金	309,996千円
長期借入金	7,066,700千円
合計	7,486,977千円

また、上記のほか、社会福祉法人綿半野原積善会の借入債務75,000千円に対する担保として土地135,195千円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 23,231,146千円

(3) 保証債務

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,857千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	396,315千円	20.00円	2021年3月31日	2021年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	416,999千円	21.00円	2022年3月31日	2022年6月27日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による調達を基本としております。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用し、また、輸入取引に伴う為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社グループは、各社の与信管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用情報を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避して固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に作成する資金繰り予定表などにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

また、デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下「時価算定適用指針」という。）第27項に従い経過措置を適用した組合出資は、次表には含まれておりません。（注1参照）

	連結貸借対照表計上額（※1） （千円）	時 価（※1） （千円）	差 額 （千円）
① 投資有価証券	1,061,576	1,061,576	－
② 長期借入金（※3）	(18,629,788)	(17,953,126)	△676,661
③ デリバティブ取引	(441)	(441)	－

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※3）「1年以内返済予定の長期借入金」は、「長期借入金」に含めております

（注1）市場価格のない株式等及び「時価算定適用指針」第27項に従い経過措置を適用した組合出資は「投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	282,382
投資事業組合出資	123,114

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	4,535,300	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	15,523,648	－	－	－
投資有価証券	－	24,522	－	－

（注3）長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,497,384	5,198,089	2,957,283	3,774,581	1,799,890	1,402,561

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,037,054	－	－	1,037,054
債券	－	24,522	－	24,522
デリバティブ取引				
金利関連	－	726	－	726
資産合計	1,037,054	25,248	－	1,062,303
デリバティブ取引				
金利関連	－	1,168	－	1,168
負債合計	－	1,168	－	1,168

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度 (2022年3月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	17,953,126	—	17,953,126
負債合計	—	17,953,126	—	17,953,126

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる割引率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む）、住居用施設等を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	2,593,713	302,555	2,896,269	2,838,888
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,062,036	121,341	2,183,377	3,451,618

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）期中増減額のうち、主な増加額は用途変更（290,126千円）及び改修工事等による取得（83,786千円）であり、主な減少額は減価償却費（70,000千円）であります。

（注3）当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度末における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 （千円）	賃貸費用 （千円）	差額 （千円）	その他 （売却損益等） （千円）
賃貸等不動産	201,372	70,444	130,927	－
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	83,322	113,155	△29,832	－

（注1）賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用（地代、減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 974円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 111円07銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社グループの事業別の収益の分解情報は以下の通りです。

	小売事業	建設事業	貿易事業	その他 (注1)	合計
売上高 (注2)	76,574,209千円	31,828,411千円	5,816,608千円	281,435千円	114,500,664千円

(注1) 「その他」には、不動産事業等を含んでおります。

(注2) 顧客との契約から生じる収益のほか、賃貸借契約に基づくリース収益等を含んでおります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容並びに当社グループが当該履行義務を充足する通常の時点については、「2.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金	10,279,815千円
契約資産	5,243,832千円
契約負債	1,255,254千円

契約資産は、工事請負契約等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の工事作業等に係る対価に関するものであります。

契約負債は主に、工事請負契約等に基づき顧客から受け取った前受金であります。

②残存履行義務に配分した取引金額

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、28,939,936千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて翌連結会計年度以降3年以内の期間で収益を認識することを見込んでおります。なお、当該金額は建設事業における工事等に係る総額であり、その他の取引については、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

個別注記表

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法
ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 2～50年
構築物 2～50年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付債務の計算方法は資格ポイント制に基づく期末要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。退職給付は資格ポイントの50%を確定拠出年金の掛金として拠出し、50%を一時金として引当計上しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主たる収益は、子会社からの経営指導料収入であります。履行義務は、子会社との契約に基づき、経営指導等のサービスを提供することであり、当該履行義務は、契約期間中の継続的な役務提供によって充足されるため、時の経過に応じて収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度計上額

	当事業年度
関係会社株式	9,602,050千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、19社の連結子会社を含む29社の関係会社によって企業グループを構成しております。関係会社株式の評価は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。なお、超過収益力については、毎月、各関係会社の業績等を把握するとともに将来計画との比較分析を実施すること等により、当該超過収益力の毀損の有無を確認しております。

減損処理の要否の判定における、関係会社株式の実質価額の回復可能性については、関係会社の将来計画における業績を前提とした純資産に基づく見積りを行っており、当該将来計画は、対象期間の事業環境の予測、事業施策等を前提として作成されております。

当該将来計画に基づく純資産の金額は、当計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、算出に用いた主要な仮定である当該関係会社の将来計画における業績等は、事業環境等の予期せぬ変化等により、当該関係会社の実際の業績等とは乖離する可能性があります。

関係会社の業績等の予測には不確実性を伴うことから、実際の業績や事業環境等が見積りと比較して悪化する場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループの事業活動に影響を及ぼしておりますが、当事業年度において、重要な影響は生じておりません。新型コロナウイルス感染症が事業活動に与える影響については、当面は当事業年度と同様な状況が継続するとの仮定を前提として、当事業年度の固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。なお、当該感染症の収束時期等の見積りは不確実性を伴うことから、感染症拡大の情勢推移が見積りと異なる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

(担保資産)

建物	1,636,059千円
土地	2,558,222千円
合計	4,194,281千円

(担保付債務)

短期借入金	150,000千円
長期借入金	6,320,000千円
合計	6,470,000千円

また、上記のほか、社会福祉法人綿半野原積善会の借入債務75,000千円に対する担保として土地131,250千円を、関係会社の仕入債務84,387千円に対する保証として投資有価証券3,230千円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,469,198千円

(3) 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入及びファクタリング債務等に対し債務保証を行っております。

(株)綿半ホームエイド	426,696千円
綿半ソリューションズ(株)	224,834千円
綿半パートナーズ(株)	502,216千円
(株)綿半三原商店	8,492千円
合計	1,162,239千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	8,030,547千円
② 長期金銭債権	200,000千円
③ 短期金銭債務	778,536千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 関係会社に対する売上高	4,396,164千円
② 関係会社からの仕入高並びに販売費及び一般管理費	45,810千円
③ 関係会社との営業取引以外の取引高	77,311千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
普通株式	296	－	－	296	
合計	296	－	－	296	

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	262,191千円
減価償却超過額	62,811千円
投資有価証券評価損	113,750千円
関係会社株式評価損	222,552千円
長期未払金	61,200千円
合併受入土地評価差額	84,037千円
資産除去債務	329,185千円
繰越欠損金	260,285千円
借地権	95,258千円
その他	181,179千円
繰延税金資産小計	<u>1,672,452千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△260,285千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,213,186千円</u>
評価性引当額小計	<u>△1,473,471千円</u>
繰延税金資産合計	198,980千円
繰延税金負債	
合併受入土地評価差額	△280,420千円
資産除去債務に関する除去費用	△168,177千円
その他有価証券評価差額金	△104,456千円
その他	△420千円
繰延税金負債合計	<u>△553,475千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△354,495千円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)綿半ホームエイド	長野県長野市	100,000	小売事業	所有 直接 100.0	経営の 管理及び 指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	2,111,656
							利息の受取(注1)	477	—	—
							債務保証(注2)	426,696	—	—
							担保受入(注3)	480,000	—	—
							不動産賃貸(注4)	497,577	—	—
							配当金の受取(注5)	1,164,600	—	—
	(株)綿半フレッシュマーケット	愛知県一宮市	48,600	小売事業	所有 直接 100.0	経営の 管理及び 指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期借入金	566,244
							利息の支払(注1)	10,492	—	—
	(株)綿半Jマート	東京都新宿区	100,000	小売事業	所有 間接 100.0	経営の 管理及び 指導	不動産賃貸(注4)	483,677	—	—
	綿半パートナーズ(株)	長野県飯田市	100,000	小売事業	所有 直接 100.0	経営の 管理及び 指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	1,946,669
							利息の受取(注1)	25,932	—	—
							債務保証(注2)	383,266	—	—
	綿半ソリューションズ(株)	長野県飯田市	100,000	建設事業	所有 直接 100.0	経営の 管理及び 指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	1,782,633
利息の受取(注1)							2,169	—	—	
綿半トレーディング(株)	東京都新宿区	45,472	貿易事業	所有 直接 100.0	経営の 管理及び 指導	資金の貸付・借入(注1)	—	短期貸付金	1,841,997	
						利息の受取(注1)	22,294	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を採用しております。CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
- (注2) 銀行借入等に対して債務保証をしておりますが、保証料は受取っておりません。
- (注3) 当社の銀行借入金に対する土地・建物等の担保提供であり、主としてCMSの借入枠に対するものであります。
- (注4) 子会社からの不動産賃借料については、市場価格を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。
- (注5) 子会社からの配当金額については、業績・内部留保及び当社グループ内の基準等を総合的に勘案し、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 664円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 98円28銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「2.重要な会計方針に係る事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。